

令和元年 8 月

「検査料の点数の取扱いについて」 一部訂正についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（令和元年 7 月 9 日付）にて「検査料の点数の取扱いについて」（平成 30 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 5 号）が一部訂正されました。
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■訂正された項目

| 検査項目名 | 実施料 | 判断料 | 点数区分 | 備考 |
|---------------|-----------|----------------|----------------------------|---|
| FLT3 遺伝子検査 | 4200 点 | 血液 125 点 | 「D006-2」 造血器腫瘍 遺伝子検査 | <p>ア FLT3 遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR 法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3 遺伝子の縦列重複（ITD）変異及びチロシンキナーゼ（TKD）変異の評価を行った場合に限り、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。</p> <p>ウ 本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> |

※ 下線が訂正部分

本訂正により、従来は FLT3 遺伝子の①縦列重複（ITD）変異、②チロシンキナーゼ（TKD）変異検査のどちらか一方を検査することで、実施料算定が可能でしたが、訂正後は両検査の実施が必要になります。

以上